

※ 様式は県警HPに掲載予定

※ 現在金属くず買受業を営んでいる方が届出を行わずに営業を行えるのは三か月（令和8年8月31日まで）となります。

届出方法

- 特定金属くず買受業の開始、廃止又は届出事項変更の届出について
 - 特定金属くず買受業の開始の前日まで（9月1日以降に営業を開始する業者）
 - 事業の廃止又は届出事項変更の場合は事由の発生から14日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は20日以内）
- に営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して都道府県公安委員会へ届け出を行う必要があります。
（⇒警察署に届出書を提出）
- 届出事項
 - 氏名・住所・営業所の所在地・法人の場合は法人の名称・営業所の名称・営業所の電話番号やメールアドレス等の連絡先・特定金属くずの保管場所の所在地
- ※ 同一公安委員会に複数の営業所を営む業者については、その内1つの営業所を管轄する警察署で届けることも可能です。
（共通する添付書類については1通のみ提出になります）

添付書類

- 営業所と特定金属くず保管場所の平面図と周囲の簡単な図
- 特定金属くず買受業を営もうとする者が個人の場合は住民票の写し
- 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人の場合は定款・登記事項証明書・代表者の住民票の写し

| | | | |
|--|--------------|--------|--|
| ※受理年月日 | | ※通知年月日 | |
| ※受理番号 | | ※届出番号等 | |
| 営業開始届出書 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第3条第1項の規定により届出をします。 公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 | | | |
| (ふりがな) 氏名又は名称 | ----- | | |
| 住 所 | 〒() () 局 番 | | |
| (ふりがな) 法人にあっては、その代表者の氏名 | ----- | | |
| 営業所の名称 | ----- | | |
| 営業所の所在地 | 〒() () 局 番 | | |
| 電子メールアドレス その他の連絡先 | | | |
| 特定金属くずの保管場所の所在地 | | | |
| 営業を開始しようとする年月日 | 年 月 日 | | |

備考
 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

氏名等の表示について

- 届出後には、公衆の見やすい場所に、明瞭に判読できる大きさかつ書体（16ポイント以上の明朝体又はゴシック体）で、
 - 氏名又は名称
 - 届出をした公安委員会の名称
 - 届出番号を表示する必要があります。
- また、
 - 従業者数が5人以下の場合
 - 特定金属くず買受業を営む者が管理するウェブサイトを有していない場合を除き、ウェブサイト上でも表示する必要があります。

| 特定金属くず買受業 | |
|---------------------|-------|
| 開始届出書を提出した 公安委員会 | 公安委員会 |
| 届出番号等 | 第 号 |
| 氏名又は名称 | |
| 営業所の名称 | |